



相続手続き代行サービスのご案内

静清信用金庫では、相続手続きにともなう各種のお手続きを提携先法人に有料でお任せいただけるサービスをご用意しています。お客さまに代わって、様々なお手続きをお手伝いします。

1

戸籍収集・相続関係図の作成(法定相続情報一覧図の写し含む)サービス

故人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本(改製原戸籍、除籍謄本)の収集および相続関係図の作成(法定相続情報一覧図の写し含む)をいたします

2

預貯金・株式の相続(払い戻し・名義変更)手続き代行サービス

各金融機関、証券会社での故人名義の預貯金、株式の払い戻し・名義変更手続きを代行します

3

遺産分割協議書の作成支援サービス

遺産分割協議書のひな型作成など、遺産分割協議書の作成をサポートします
法務局での難しい土地・建物の名義書き換え(相続登記申請)を司法書士が代行することも可能です

4

公正証書遺言の作成支援サービス

公証役場での遺言作成をサポートします

フリーダイヤルにお気軽にお問い合わせください。(静清信用金庫ご利用の旨をお伝えください)



NCPグループ

「NCP」とは New Consulting Partner の略です
ニュー コンサルティング パートナー

行政書士法人NCP / 司法書士法人NCP
税理士法人NCP / NCP社会保険労務士事務所
株式会社NCP相続センター



フリーダイヤル

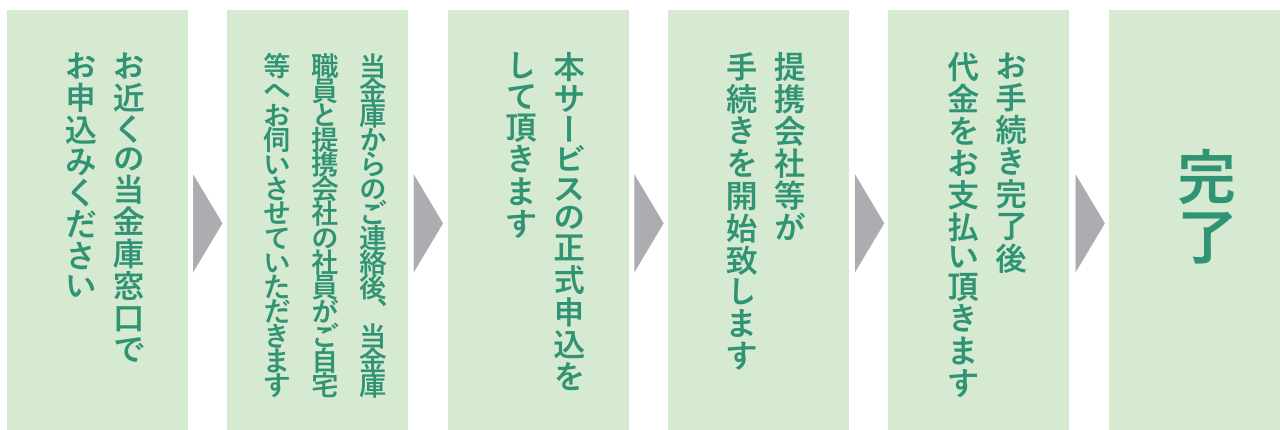
0120-905-245

受付時間

10:00 ~ 19:00
(年末年始を除き年中無休)

※上記の問い合わせ窓口はNCPグループの窓口です

本サービスお申込み～お手続き完了までの流れ



本サービスをご利用いただくにあたっての注意事項

- 本サービスは、お客さまから相続に関する相談をお聞きし、相談内容に応じたサービスを提供する株式会社NCP相続センター（以下「提携会社」といいます）へ紹介するサービスです。実際の手続きは提携会社とそのグループ会社または提携会社の紹介する行政書士、司法書士等（以下「専門家」といいます）が行います。
- 当金庫は、本サービスに関連してお客さまから取得した個人情報を提携会社に提供し、提携会社は必要に応じてこれを専門家に提供します。また当金庫は、お客さまと提携会社または専門家とのお取引の内容等についてお客さまへの金融サービス提供を目的に提携会社から情報提供を受けます。当金庫はお客さまから取得した個人情報を、当金庫のプライバシーポリシーその他の関係規定に基づき、厳正に取扱いします。
- お申し出いただいた内容によっては、お引き受けできないことがあります。
- 本サービスは、その内容の一部または全部について変更、中断、または終了することがあります。
- 当金庫では、相続に関する紛争の調停などを行うことができません。相続のお手続きの中で相続人さまの間で紛争状態にある場合につきましてはお引き受けいたしかねます。
- 反社会的勢力の申込はお断りいたします。

ご相談は当金庫の本支店窓口または下記の問い合わせ窓口より承ります（相談無料）



0120-905-245

※上記の問い合わせ窓口はNCPグループの窓口です

受付時間 10:00～19:00（年末年始を除き年中無休）

静清信用金庫 〒420-0033 静岡市葵区昭和町2番地の1

【提携会社】

株式会社NCP相続センター 〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館2階

事務所概要

■NCPグループ

司法書士・行政書士・税理士などの有資格者100名以上在籍

- ホームページ <http://www.ncp-law.com>
- Eメールアドレス info-hp@ncp-law.com



静岡事務所

静岡市駿河区南町10-6 村上駅南ビル2階
JR東海道本線 静岡駅南口から徒歩2分
TEL:054-289-7676 FAX:054-289-7677



東京麹町事務所

東京都千代田区麹町4-2-7 麹町ミッドスクエア3階
(旧:麹町4丁目共同ビル)
四ツ谷駅麹町口・赤坂口から徒歩7分
麹町駅4番出口から徒歩2分、半蔵門駅6番出口から徒歩7分
TEL:03-5367-5930 FAX:03-5367-5935

税理士法人NCP

東京都千代田区一番町23-3
フロントプレイス千代田一番町11階
半蔵門駅4番出口から徒歩2分
TEL:03-6274-8914 FAX:03-6274-8915

株式会社NCP相続センター

東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館2階
四ツ谷駅麹町口・赤坂口から徒歩10分
麹町駅1番出口から徒歩2分
半蔵門駅2番出口から徒歩3分
TEL:03-5367-5931 FAX:03-6273-1071

※専用の駐車場はございません。お近くのコインパーキングをご利用ください。

各拠点へご来訪いただく際には、
事前のご予約をお願いいたします

お客様専用
フリーダイヤル

 **0120-905-245**
受付時間 10:00~19:00(年末年始を除き年中無休)

「ごあいさつ」

名義人死亡後の不動産、預貯金、相続税などの手続はやらなきゃいけない手続です。我々NCPでは、このやらなきゃいけない手続を安心の料金で丁寧に対応させていただくことでご遺族の負担を大幅に軽減いたします。

多くのご支持をいただき、我々NCPグループは年間(2024年)で17,344件もの相続手続を受任させていただきました。この数字は、相続に携わる専門家の中では断トツの件数です。そのような多くの実績が評価され、週刊ダイヤモンドなどの雑誌の監修、東京都特別区(23区)職員への研修なども担当しております。

サービス料金一覧

必要書類の確認・収集／相続税要否の判定サポート

- 故人所有の不動産等の調査（相続評価額等の確認）
- 相続税の申告要否の簡易確認
- 各種手続に必要となる戸籍謄本等（改製原戸籍・除籍謄本）の収集・確認
- 相続関係説明図（家系図のようなもの）の作成

報酬 **39,000円～**（税込価格 **42,900円～**）

※故人の兄弟が法定相続人となる場合は報酬 63,000円～（税込 69,300円～）となります

※数次・代襲相続の場合、相続人・受遺者の人数等により、別途加算料金が発生します

※不動産が複数の市区町村にある場合には別途加算料金が発生します

※申告要否の簡易確認について、不動産以外の遺産（主に金融資産）については法定相続人から開示された資料に基づき計算します

※役所へ支払う手数料・郵送料等の実費は別途発生します

預貯金・株式等の相続（払い戻し・名義変更）手続き

金融機関 **報酬** **50,000円～**（税込価格 **55,000円～**）
1か所

※合計残高 1,000 万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※株式・投資信託等の金融商品の調査・相続につき、特別な手続が必要となる場合には別途加算料金が発生します

遺産分割協議書の作成

- 金融機関や法務局へ提出する書類です

報酬 **45,000円～**（税込価格 **49,500円～**）

※遺産の種類・数・金額・各相続人への個別発送等により加算報酬が発生する場合があります

相続税の申告

税理士報酬は遺産額や相続人数など事情により大きく変化します

具体的な費用等については、税理士が面談の上ご案内します（面談は無料です）



公正証書遺言作成サポート

報酬 **150,000円～**（税込価格 **165,000円～**）

※別途で公証人手数料および実費（書類代・郵送料など）が発生します

※受遺者が 3 名を超える場合や財産額が 5,000 万円を超える場合には別途加算料金が発生します

不動産の名義変更（相続・遺贈登記）

報酬 **65,000円～**（税込価格 **71,500円～**）

※別途で登録免許税（固定資産評価額の 0.4%または 2%）が発生します

※複数の物件がある場合、法務局への申請回数が複数回となる場合には別途加算料金が発生します

※不動産の価格が 1,000 万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※田畑・山林については登記とは別途、農業委員会・市区町村に届け出る必要があります その届出には、別途費用が発生します

必要な手続きを確認しましょう

No.	お亡くなりの方のご名義	メモ	チェック
1	遺言書の有無	作成方法によっては、家庭裁判所での検認が必要です。	<input type="checkbox"/> 自筆で書いた遺言書がある <input type="checkbox"/> 公正証書の遺言書がある <input type="checkbox"/> 遺言書はない
2	生命保険	加入している保険が不明でも調べることができます。	<input type="checkbox"/> 請求済み <input type="checkbox"/> これから請求する
3	預貯金	金融機関ごとに手続きが必要ですが、使いまわせる書類もあります。	金融機関の数 () 行
4	株式	証券会社の手続きは複雑です。慎重に行いましょう。※	証券会社の数 () 社
5	不動産	2024年4月1日より相続登記が義務化しました。期限内に登記をしないと過料の可能性もあります。	不動産の数 () 箇所
6	自動車	陸運局でしか手続きできません。 ※軽自動車については軽自動車検査協会になります。	自動車の数 () 台
7	戸籍謄本の収集	金融機関や不動産の手続きのためには、出生から死亡まですべての戸籍が必要です。	<input type="checkbox"/> 収集済み <input type="checkbox"/> これから収集する
8	相続税申告の有無	基礎控除を上回る方は申告が必要です。	<input type="checkbox"/> 確認してほしい <input type="checkbox"/> 確認済みなので不要
9	年金の諸手続き	遺族年金・未支給年金のお手続きは、せいしんでお手伝いできます。	<input type="checkbox"/> 手続き済 <input type="checkbox"/> 手続きを依頼

※非上場株式をお持ちの場合は、株式を発行している会社にご相談ください。

意外に大変 預貯金・株式の手続き

金融機関は死亡したことを知ると口座を凍結します

➔ 名義変更(払戻し)には、**故人の出生から死亡までのすべての戸籍(除籍・原戸籍)が必要です。**

この戸籍収集が結構大変です。



金融機関へ(平日昼間に)何度か足を運ぶ必要があります

➔ 金融機関窓口の混雑具合にも左右され、かなり骨の折れる作業です。

NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集から金融機関との交渉まですべて代行します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

遺産分割協議書 後でトラブルにならないように

3年後…「俺は同意した記憶は無い！

お前が勝手にハンコ押したんだろ！」

このようなトラブルはよくあります。

遺産分割協議書は第三者（できれば専門家）に作成してもらいましょう。

後日のトラブルを防ぐだけでなく、関係機関に対してもしっかり使える内容に整えます。



NCPに依頼すると、ご遺族で話し合った内容を法律的な文言に置き換えて、金融機関・法務局・税務署などで使用できるように協議書を作成します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

相続税の期限は10カ月 早めのご相談を

申告が必要なのに放置してしまうと

- ➔ 減額特例が使えなくなってしまい結果的に税額が大幅増になることもあります。
- ➔ 無申告加算税・延滞税・重加算税など最大で40%の加算となります。

長そうに見えてあっという間の10カ月

- ➔ 税申告のための準備期間を考慮すると本当に時間がありません。
- ➔ 期限間際で専門家（税理士）に依頼すると特急料金（加算報酬）が発生することもあります。

相続税を得意とする税理士（会計士）はごく一部

- ➔ 実績のある事務所に頼むのが一番です。



NCPでは、遺産の簡易査定をしたうえで相続税申告が必要かどうかを調査します。申告が必要な場合には豊富な実績を基に強力にサポートします。

相続登記は義務に

そのままにってしまうと……

売却、建て替え、賃貸などはできません。

2024年4月から相続登記は義務化されました。(2024年4月以前の相続にも適用)

名義変更（相続登記）をすることで新たに権利証が発行されます。

※不動産登記手続きの大半は司法書士が代行しています。

- ➔ ご自身で手続きする場合には、通常4回以上は法務局へ通い、図面や申請書などの専門書類も作成する必要があります。



NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集～権利証の発行まですべて代行します。

※遺産分割協議書への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。